
吸収合併に係る事後開示書面

(会社法第 801 条第 1 項および会社法施行規則第 200 条に基づく書面)

(簡易吸収合併)

平成 28 年 1 月 4 日

株式会社名古屋銀行

平成 28 年 1 月 4 日

株式会社名古屋銀行
取締役頭取 中村 昌弘

当社は、平成 27 年 7 月 29 日付で名銀不動産調査株式会社（以下「名銀不動産調査」といいます。）との間で締結した吸収合併契約に基づき、平成 28 年 1 月 1 日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、名銀不動産調査を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本件吸収合併」といいます。）を行うこととしました。本件吸収合併に関し、会社法第 801 条第 1 項および同法施行規則第 200 条に定める事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収合併が効力を発生した日（会社法施行規則第 200 条第 1 号）
平成 28 年 1 月 1 日
2. 吸収合併消滅会社における会社法第 784 条の 2、第 785 条、第 787 条および第 789 条の規定による手続きの経過（会社法施行規則第 200 条第 2 号）
 - (1) 吸収合併の差止請求
名銀不動産調査は、当社の完全子会社であったため、吸収合併の差止請求について該当はありません。
 - (2) 反対株主の株式買取請求
名銀不動産調査は、当社の完全子会社であったため、会社法第 785 条第 1 項の規定に基づく株主からの株式買取請求について該当はありません。
 - (3) 新株予約権買取請求
名銀不動産調査では、新株予約権および新株予約権付社債を発行していなかったため、該当事項はありません。
 - (4) 債権者の異議
名銀不動産調査は、会社法第 789 条第 2 項の規定に基づき、平成 27 年 8 月 12 日付の官報へ合併公告を掲載すると同時に知れたる債権者に各別の催告を行いました。異議申述期限までに、異議を述べた債権者はありません。
3. 吸収合併存続会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条および第 799 条の規定による手続きの経過（会社法施行規則第 200 条第 3 号）
 - (1) 吸収合併の差止請求
本合併は簡易合併につき、差止請求は認められておりません。
 - (2) 反対株主の株式買取請求
当社は名銀不動産調査の完全親会社であり、本件吸収合併につき一切の対価を交付していなかったため、会社法第 797 条第 1 項但書の規定により、反対株主の買取請求について該当はありません。

(3) 債権者の異議

当社は、会社法第 799 条第 2 項および第 3 項の規定に基づき、平成 27 年 8 月 12 日付の官報へ合併公告を掲載するとともに、同日付で電子公告を行いました。異議申述期限までに、異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務遂行事項（会社法施行規則第 200 条第 4 号）

当社は、名銀不動産調査㈱の資産・負債および、その他権利義務の一切を承継しました。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面または電磁的記録に記載または記録がされた事項（会社法施行規則第 200 条第 5 号）

別紙のとおりです。

6. 会社法第 921 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 200 条第 6 項）

平成 28 年 1 月 4 日（予定）

7. 前各号に掲げるもののほか、本件吸収合併に関する事項（会社法施行規則第 200 条第 7 号）

該当する事項はありません。

以 上

別紙

吸収合併に関する事前備置書類

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に定める事項)

備置開始日

平成 27 年 8 月 11 日

吸収合併消滅会社

名古屋市千種区内山三丁目 31 番 20 号

名銀不動産調査株式会社

取締役社長 中村 哲人

平成 27 年 8 月 11 日

名銀不動産調査株式会社
取締役社長 中村 哲人

株式会社名古屋銀行（以下「名古屋銀行」といいます。）及び名銀不動産調査株式会社（以下「当社」といいます。）は、平成 27 年 7 月 29 日付で、合併契約（以下「本合併契約」といいます。）を締結し、平成 28 年 1 月 1 日を効力発生日として、名古屋銀行を吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うことといたしました。

本合併に関し、会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に規定する事項は以下のとおりです。

1. 吸収合併契約の内容

- ・別紙 1「合併契約書」記載の通りです。

2. 合併対価の相当性に関する事項

- ・当社が名古屋銀行の完全子会社であることから、本合併に際して株式その他の金銭等の交付は行いません。

3. 合併対価について参考となるべき事項

- ・該当事項はありません。

4. 吸収合併に係る新株予約権の定め相当性に関する事項

- ・当社は、新株予約権を発行しておりません。

5. 計算書類等に関する事項

(1) 吸収合併存続会社についての次に掲げる事項

① 最終事業年度に係る計算書類等の内容

- ・別紙 2「計算書類等」記載のとおりです。

② 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

- ・該当事項はありません。

③ 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

- ・該当事項はありません。

(2) 吸収合併消滅会社についての次に掲げる事項

最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

- ・該当事項はありません。

6. 吸収合併が効力を生じる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

- ・平成 27 年 3 月 31 日現在、名古屋銀行及び当社の貸借対照表における資産の額、負債の額及び純資産の額は次のとおりです。

	資産の額	負債の額	純資産の額
名古屋銀行	3,468,796 百万円	3,242,218 百万円	226,577 百万円
当社	332 百万円	36 百万円	296 百万円

いずれの会社も資産の額が負債の額を上回っております。また、本合併の効力発生日以後において、吸収合併存続会社の債務の履行に支障を来すような事象の発生は、現在のところ認識しておりません。

以上により、名古屋銀行は、本合併の効力発生日以後における名古屋銀行の債務は履行の見込みがあるものと判断しております。

7. 吸収合併契約等備置開始後、上記に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

- ・変更がありましたら、直ちに開示いたします。

以 上

合併契約書



合併契約書

株式会社名古屋銀行（以下「甲」という）及び名銀不動産調査株式会社（以下「乙」という）は、次のとおり合併契約を締結する。

第1条（合併）

甲は乙を吸収合併し、甲は存続し、乙は解散する。

第2条（商号及び住所）

- (1) 甲： 吸収合併存続会社
商号：株式会社名古屋銀行
住所：名古屋市中区錦三丁目 19 番 17 号
- (2) 乙： 吸収合併消滅会社
商号：名銀不動産調査株式会社
住所：名古屋市中区千種区内山三丁目 31 番 20 号

第3条（合併に際する新株式の不発行など）

乙の株式総数は全株甲の所有に属するため、甲はこの合併に際して新株式の発行及び合併交付金の支払いは行わない。

第4条（資本金及び準備金の額）

甲は、前条のとおり合併による新株の発行割当をしないことから、その資本金の額及び資本準備金の額を増加しない。

第5条（合併承認総会）

甲は、会社法第 796 条第 2 項に基づき、株主総会の承認を得ずに合併する。乙は、会社法第 784 条第 1 項に基づき、株主総会の承認を得ずに合併する。

第6条（合併の効力発生日）

合併の効力発生日（以下「合併期日」という。）は、平成 28 年 1 月 1 日とする。ただし、合併手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

第7条（会社財産の引き継ぎ）

乙は、平成 27 年 12 月 31 日現在の貸借対照表及び財産目録を基礎とし、合併期日においてその資産、負債その他一切の権利義務を甲に引き継ぎ、甲は、これを承継する。

第8条（会社財産の善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結後合併期日に至るまで善良なる管理者の注意をもってそれぞれ業務を執行し、かつ一切の財産管理の運営をするものとし、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲乙協議のうえ、これを実行する。

第9条（従業員の処遇）

甲は、乙の従業員を合併期日において、甲の従業員として引き継ぐものとする。細目については甲乙協議のうえ、これを定める。

第10条（解散費用）

乙の解散に必要な費用はすべて甲の負担とする。

第11条（合併条件の変更、合併契約の解除）

本契約締結の日から合併期日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲及び乙の資産もしくは経営状態に重大な変動が生じたときは、甲乙協議のうえ、合併条件を変更し、または本契約を解除することができる。

第12条（合併契約の効力）


本契約は、本契約締結の日をもってその効力を生じるものとする。ただし、効力発生日の前日までに、法令に定められた関係官庁の承認が得られないときは、その効力を失う。


第13条（本契約に定めなき事項）

本契約に定めるもののほか、合併に関し必要な事項は本契約の趣旨に従って甲乙協議のうえ、これを決定する。

本契約の締結を証するため本書 1 通を作成し、甲及び乙記名押印のうえ、甲がその原本を保有し、乙がその写しを保有する。

平成 27 年 7 月 29 日

甲 名古屋市中区錦三丁目 19 番 17 号
株式会社名古屋銀行
取締役頭取 中村 昌弘 

乙 名古屋市中区千種区内山三丁目 31 番 20 号
名銀不動産調査株式会社
取締役社長 中村 哲人 

計算書類等

吸収合併存続会社 株式会社 名古屋銀行
最終事業年度（自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日）

第97期〔平成26年4月1日から〕 事業報告 〔平成27年3月31日まで〕

1. 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

当行の主要な事業内容、金融経済環境

当行は、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務、有価証券投資業務、商品有価証券売買業務等を行い、お客さまの多様化するニーズに一層応えていくため、経営資源の合理化・効率化の実現に取り組んでおります。

当期におけるわが国の経済は、消費税増税による消費の落ち込みは見られたものの、政府、日銀による更なる「量的・質的金融緩和」の効果もあり、円安・株高の進展により景気は安定的に回復基調となっております。

一方、当地域に目を向けますと、円安を背景に自動車・工作機械メーカー等の輸出関連企業を中心とした収益状況の回復が鮮明となり、製造業・非製造業ともに設備投資が一段と増加しております。また、好況感から、有効求人倍率も上昇基調で推移し、雇用情勢は幅広い業種において他地域と比べ高水準となっております。

事業の経過及び成果

このような経済環境のもと、第19次経営計画『「変わる！変える！生まれ変わる！」～満足のあふれる銀行へ～』の初年度において、「BPR（Business Process Re-engineering）を通じた全員営業体制」「金融サービス機能の強化」「営業力・コンサルティング力の強化」を3つの柱として具体的な戦略を進めてまいりました。

その結果、預金は対前期末比1,416億57百万円増加し、期末残高は3兆964億円となりました。一方、貸出金は対前期末比311億54百万円増加し、期末残高は2兆1,412億円となりました。

収益面につきましては、利回りの低下を背景に資金利益は減少いたしました。与信コストの減少などにより、経常利益は101億93百万円、当期純利益は62億18百万円を計上いたしました。

また、自己資本比率につきましては、12.99%（国際統一基準）となりました。

当行が対処すべき課題

当行を取り巻く地元愛知県の金融環境は、好調な愛知県経済を背景に近隣地銀の愛知県進出が加速し、競争は熾烈を極める状況となっております。また、銀行に対するニーズは変化しており、利用形態や決済方法の多様化等に合わせ、今後は機能面の一層の充実を図っていく必要性が生じております。

こうした状況の中で、当行は、他行との競争に打ち勝ち、お客さまに選ばれる銀行を目指して、さまざまな取組みを進めてまいりました。

当行の具体的な取組みといたしましては、まず、本年1月に来店不要・印鑑不要で口座開設が可能な個人向けインターネットバンキング「bankstage」のサービスを開始いたしました。普段は銀行に来店されない勤労世代やこれから社会へ出る学生をメインターゲットに利便性の高いサービスを提供してまいります。

次に、同じく1月には営業店行員の業務量を削減し効率化を進め、お客さまとの接点を増加させるために、日々発生する営業店の伝票等を集中保管する「瀬戸ドキュメントセンター」が竣工し、3月より運用を開始いたしました。

また、当行は成長分野戦略にも力を入れており、「アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区」認定企業に対する利子補給制度の指定金融機関として複数のお客さまの認定を受理いたしました。加えて、昨年8月には藤田保健衛生大学と産学連携協定を締結、同じく10月には「医療機器・介護機器参入セミナー」を、本年1月には「医療・介護事業経営セミナー2015 in名古屋」を開催いたしました。引き続き、お客さまへの積極的な情報提供を行い、お客さまのニーズにお応えしてまいります。

さらに、当行が今後もお客さまの高度化・多様化するニーズにお応えしていくためには、女性行員のさらなる活躍が必要と考えており、本年4月に「ポジティブ・アクション宣言」を策定いたしました。「花咲く名銀プロジェクト～一人ひとりが生き生きと働き名古屋銀行全員で大きな花を咲かせたい～」をネーミングとして、女性行員の視点を活かし、その能力を最大限発揮できるよう、「キャリア開発支援」「就業継続支援」などの職場環境整備に取組み、女性の渉外担当者や役席者の比率を高めるため、女性活躍推進チームを組成するなどの施策を推進しております。

第19次経営計画『「変わる！変える！生まれ変わる！」～満足のあふれる銀行へ～』の中間年度を迎え、当行はお客さまのニーズを的確に捉え、現場発の行動が出来る、柔軟で強い組織で銀行全体が生まれ変わりつつあります。今後も「愛知県トップ地銀」としての確固たる地位を築いていくとともに、地域で最も輝く銀行、満足のあふれる銀行を目指してまいります。

当行は、社是である「地域社会の繁栄に奉仕する」ことを愚直に実践し、企業の社会的責任の履行や、コンプライアンスの遵守はもちろん、地域金融機関としての責務を全役員が自覚し、常にお客さま目線で価値判断をし、今後もお客さまとともに成長し発展していきたいと考えております。皆さまにおかれましては、一段と力強いご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 財産及び損益の状況

(単位 億円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
預 金	28,731	29,149	29,548	30,964
定期性預金	12,720	12,405	12,479	12,775
その他	16,010	16,744	17,068	18,188
貸 出 金	20,879	20,739	21,100	21,412
個人向け	5,433	5,556	5,724	5,798
中小企業向け	12,058	12,082	12,019	12,201
その他	3,388	3,101	3,357	3,412
商品有価証券	4	1	0	0
有 価 証 券	8,450	9,100	9,504	9,983
国 債	3,335	3,451	3,270	2,602
その他	5,114	5,648	6,234	7,380
総 資 産	31,446	32,084	32,656	34,687
内 国 為 替 取 扱 高	138,290	138,258	138,585	143,407
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 1,685	百万ドル 1,527	百万ドル 1,465	百万ドル 1,499
経 常 利 益	百万円 4,448	百万円 7,090	百万円 8,966	百万円 10,193
当 期 純 利 益	百万円 1,423	百万円 5,719	百万円 5,014	百万円 6,218
1株当たりの当期純利益	円 銭 6.95	円 銭 27.94	円 銭 24.50	円 銭 30.44

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たりの当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数（自己株式控除後）で除して算出しております。

(3) 使用人の状況

	当年度末	前年度末
使用人数	1,955人	2,011人
平均年齢	40年2月	39年11月
平均勤続年数	17年3月	17年0月
平均給与月額	449千円	447千円

- (注) 1. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託を含んでおりません。
2. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
3. 平均給与月額は、3月の時間外手当を含む平均給与月額であり、賞与は含んでおりません。

(4) 営業所等の状況

イ 営業所数の推移

	当年度末	前年度末
	店 うち出張所	店 うち出張所
愛知県	106 (1)	105 (1)
岐阜県	2 (0)	2 (0)
静岡県	2 (0)	2 (0)
大阪府	1 (0)	1 (0)
東京都	1 (0)	1 (0)
国内計	112 (1)	111 (1)
アジア	1 (0)	1 (0)
海外計	1 (0)	1 (0)
合計	113 (1)	112 (1)

- (注) 1. 愛知県の営業所数にはエイティエム支店（1か店）、インターネット支店（1か店）を含んでおります。
2. 上記のほか、当年度末において海外駐在員事務所、店舗外現金自動設備を次のとおり設置しております。

	当年度末	前年度末
海外駐在員事務所	1か所	1か所
店舗外現金自動設備	91か所	89か所

ロ 当年度新設営業所

営業所名	所在地
インターネット支店	名古屋市中区錦三丁目19番17号

- (注) 当年度において次の店舗外現金自動設備を新設・廃止いたしました。

(新設3か所)

南陽町支店	イオンモール名古屋茶屋出張所	(名古屋市)
野並支店	野並西出張所	(名古屋市)
当知支店	ポートウォークみなと出張所	(名古屋市)

(廃止1か所)

堀田支店 名鉄神宮前駅東口出張所

(名古屋市)

ハ 銀行代理業者の一覧
該当事項はございません。

ニ 銀行が営む銀行代理業等の状況
該当事項はございません。

(5) 設備投資の状況

当年度に実施した設備投資は次のとおりです。

イ 設備投資の総額

(単位 百万円)

設備投資の総額	2,266
---------	-------

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

ロ 重要な設備の新設等

(単位 百万円)

内 容	金 額
店舗改修等	1,332
ソフトウェア	571
事務機械	234

(注) 1. 以下の店舗を新築移転しております。

支 店 名	新 住 所	旧 住 所	移 転 日
野 並 支 店	名古屋市天白区野並三丁目 479番地	名古屋市天白区野並二丁目 246番地	平成26年9月
尾 張 旭 支 店	尾張旭市北原山町陀摩屋敷 27番地	尾張旭市東大道町曾我廻間 2256番地の1	平成27年2月

2. 以下の店舗を移転しております。

支 店 名	新 住 所	旧 住 所	移 転 日
静 岡 支 店	静岡市葵区御幸町4番地の1 アーバンネット静岡ビル2階	静岡市葵区追手町1番6号 日本生命静岡ビル5階	平成27年3月

3. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な子会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

該当事項はございません。

ロ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設 年 月 立 日	資 本 金	当行が有する 子会社等 の議決権比率	そ の 他
名古屋ビジネス サービス株式会社	名古屋市中 区	現金等の整理・精査業務 事務集中業務	昭和59年 6月12日	百万円 10	% 100.00	—
名銀不動産調査株式会社	名古屋市中 区	不動産担保の 調査・評価業務	平成3年 10月28日	30	100.00	—
株式会社名古屋リース	名古屋市中 区	総合ファイナンス リース業	昭和49年 7月2日	60	66.76	—
株式会社名古屋カード	名古屋市中 区	クレジットカード業 務保証業務	昭和57年 7月1日	50	52.45	—
株式会社名古屋 エム・シーカード	名古屋市中 区	クレジットカード業 務保証業務	平成元年 6月28日	30	33.00	—

- (注) 1. 議決権比率は、会社法第308条に基づき算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
2. 当行に連結される会社は上記の5社であり、当期の連結経常収益は627億92百万円、連結経常利益は115億0百万円、連結当期純利益は67億7百万円となりました。

重要な業務提携の概況

1. 当行は、十六銀行・百五銀行及び愛知銀行と、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金のサービスを行っており、三井住友銀行、三菱東京UFJ銀行、中京銀行、イオン銀行とも現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービスを行っております。
2. 第二地銀協地銀41行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称SCS）を行っております。
3. 第二地銀協地銀41行、都市銀行5行、信託銀行3行、地方銀行64行、信用金庫268金庫（信金中央金庫を含む）、信用組合135組合（全信組連を含む）、系統農協・信漁連751（農林中金、信連を含む）、労働金庫14金庫（労金連を含む）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称MICS）を行っております。
4. 第二地銀協地銀41行の提携により、ISDN回線交換網を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービス及び入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス（略称SDS）を行っております。
5. ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。
6. イーネット、セブン銀行及びローソン・エイティエム・ネットワークスとの提携により、コンビニエンスストアの店舗内等に設置した現金自動設備による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当事項はございません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当事項はございません。

2. 会社役員（取締役、監査役）に関する事項

(1) 会社役員 の 状 況

平成27年3月31日現在

氏 名	地 位 及 び 担 当	重 要 な 兼 職	そ の 他
加 藤 千 磨	取 締 役 会 長 (代 表 取 締 役)		
中 村 昌 弘	取 締 役 頭 取 (代 表 取 締 役) 担 当 内 部 監 査 部		
藤 原 一 朗	取 締 役 副 頭 取 (代 表 取 締 役) 担 当 総 合 企 画 部 所 在 部	名 古 屋 ビジネスサービス(株) 名 銀 不 動 産 調 査 (株) 上 記 子 会 社 の 取 締 役 を 兼 務	
山 本 恭 久	専 務 取 締 役 (代 表 取 締 役) 担 当 国 際 市 場 営 業 部	(株)名古屋リース、(株)名古屋カード (株)名古屋エム・シーカード 上 記 子 法 人 等 の 取 締 役 を 兼 務	
中 村 哲 人	常 務 取 締 役 シ ス テ ム 統 括 部 担 当 コ ン プ ラ イ ア ン ス 統 括 部	名 古 屋 ビジネスサービス(株) 名 銀 不 動 産 調 査 (株) 上 記 子 会 社 の 代 表 取 締 役 を 兼 務	
小 坂 井 千 春	常 務 取 締 役 本 店 営 業 部 役 長		
横 田 真 一	常 務 取 締 役 営 業 統 括 部 ・ 個 人 営 業 部 ネ ッ ト ワ ー ク 営 業 部 担 当		
古 本 恭 久	取 締 役 国 際 部 役 長		
石 井 秀 晴	取 締 役 営 業 統 括 部 役 長		
倉 地 孝 治	取 締 役 市 場 営 業 部 役 長		
鵜 飼 昌 吾	取 締 役 港 エ リ ア 長 兼 港 支 店 役 長		
伊 豫 田 至	取 締 役 人 事 部 役 長		
杉 田 尚 人	取 締 役 総 合 企 画 部 役 長		
佐 伯 外 司	取 締 役 (社 外 取 締 役)	小 島 プ レ ス 工 業 株 式 会 社 相 談 役 一 般 社 団 法 人 日 本 自 動 車 部 品 工 業 会 参 与 中 部 経 済 同 友 会 監 事 豊 田 商 工 会 議 所 顧 問 一 般 社 団 法 人 中 部 経 済 連 合 会 常 任 政 策 議 員 愛 知 県 経 営 者 協 会 副 会 長	

氏 名	地位及び担当	重 要 な 兼 職	そ の 他
小 栗 章 雄	常 勤 監 査 役	㈱名古屋リース、㈱名古屋カード ㈱名古屋エム・シーカード 上記子法人等の監査役を兼務	
竹 内 正	監 査 役 (社外監査役)	名古屋市博物館 顧問	
青 山 英 次	監 査 役 (社外監査役)		
後 藤 年 良	監 査 役		

(注) 当行は、社外取締役の佐伯外司氏及び社外監査役の竹内正氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として両取引所に届け出ております。

(2) 事業年度中に退任した役員

氏 名	退 任 日	退任事由	退任時の地位・担当 及び重要な兼職の状況
岩 田 富 男	平成26年6月27日	任 期 満 了	常 務 取 締 役
古 川 義 之	平成26年6月27日	任 期 満 了	常 務 取 締 役
神 田 明	平成26年6月27日	辞 任	監 査 役

(3) 会社役員に対する報酬等

(単位 百万円)

区 分	支 給 人 数	報 酬 等
取 締 役	16名	247 (82)
監 査 役	5名	28 (3)
合 計	21名	275 (85)

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 上記には、平成26年6月27日開催の第96期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役2名及び辞任した監査役1名を含んでおります。
3. 使用人兼務取締役の使用人分(8名)の報酬等の額は91百万円(26百万円)で、上記一覧表の「報酬等」の額には含まれておりません。
4. 「報酬等」とは、報酬、賞与その他の職務執行対価の総額で、上記の括弧内書は、報酬以外の金額です。
5. 「報酬等」には、当事業年度における役員賞与引当金繰入額47百万円(取締役14名に対し43百万円、監査役4名に対し3百万円)、ストックオプションの報酬額38百万円(取締役13名に対し38百万円)が含まれております。
6. 取締役の報酬等の限度額は、平成18年6月29日開催の第88期定時株主総会において年額300百万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。)と決議いただいております。また、取締役に対するストックオプションの報酬額は、平成26年6月27日開催の第96期定時株主総会において、取締役の報酬額とは別枠で年額70百万円以内と決議いただいております。
なお、当事業年度の報酬等の限度額に含まれる取締役の報酬等の額は208百万円となります。
7. 監査役の報酬等の限度額は、平成26年6月27日開催の第96期定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。
なお、当事業年度の報酬等の限度額に含まれる監査役の報酬等の額は28百万円となります。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名		兼 職 そ の 他 の 状 況
社 外 取 締 役	佐 伯 外 司	小島プレス工業株式会社 相談役 一般社団法人日本自動車部品工業会 参与 中部経済同友会 監事 豊田商工会議所 顧問 一般社団法人中部経済連合会 常任政策議員 愛知県経営者協会 副会長
社 外 監 査 役	竹 内 正	名古屋市博物館 顧問
社 外 監 査 役	青 山 英 次	該当事項はございません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏 名	在 任 期 間	取締役会・監査役会 への出席状況	取締役会・監査役会における 発言その他の活動状況
社 外 取 締 役	佐 伯 外 司 2 年	取締役会20回開催 内 20 回 出 席	経営者としての豊富な経験と 幅広い知見に基づき、取締役 会の意思決定の妥当性・適正 性を確保するための助言・提 言を行っております。
社 外 監 査 役	竹 内 正 1 2 年	取締役会20回開催 内20回出席 監査役会14回開催 内14回出席	経営全般に関する客観的かつ 公正な監査意見、取締役会等 の意思決定の妥当性・適正性 を確保するための助言・提言 を行っております。
社 外 監 査 役	青 山 英 次 7 年	取締役会20回開催 内20回出席 監査役会14回開催 内14回出席	経営全般に関する客観的かつ 公正な監査意見、取締役会等 の意思決定の妥当性・適正性 を確保するための助言・提言 を行っております。

(注) 在任期間は、本総会終結の時点の年数を表示しております。

(3) 責任限定契約

氏 名		責任限定契約の内容の概要
社 外 取 締 役	佐 伯 外 司	社外取締役として、その任務を怠ったことにより当行に対して損害を与えた場合において、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額の範囲内で、当行に対して損害賠償責任を負うものとする。
社 外 監 査 役	竹 内 正	社外監査役として、その任務を怠ったことにより当行に対して損害を与えた場合において、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額の範囲内で、当行に対して損害賠償責任を負うものとする。
社 外 監 査 役	青 山 英 次	社外監査役として、その任務を怠ったことにより当行に対して損害を与えた場合において、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額の範囲内で、当行に対して損害賠償責任を負うものとする。

(4) 社外役員に対する報酬等

(単位 百万円)

区 分	支 給 人 数	銀 行 か ら の 報 酬 等
報 酬 等 の 合 計	3名	13 (1)

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 「報酬等」とは、報酬、賞与その他の職務執行対価の総額で、上記の括弧内書は、報酬以外の金額です。
3. 「報酬等」の額には、当事業年度における役員賞与引当金繰入額1百万円（取締役1名に対し0百万円、監査役2名に対し0百万円）が含まれております。

(5) 社外役員の意見

該当事項はございません。

4. 当行の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数 500,000千株

発行済株式の総数 205,054千株

(注) 株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数 9,461名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数	持株比率
	千株	%
株式会社三井住友銀行	10,330	5.24
株式会社みずほ銀行	8,432	4.27
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	7,650	3.88
名銀みのり会	7,594	3.85
日本生命保険相互会社	7,264	3.68
明治安田生命保険相互会社	7,261	3.68
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 トヨタ自動車口	5,844	2.96
住友生命保険相互会社	5,163	2.61
三井住友海上火災保険株式会社	4,497	2.28
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口4)	4,079	2.06

(注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 当行は、自己株式を7,961千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

3. 持株比率は、自己株式(7,961千株)を控除した発行済株式の総数(197,093千株)により算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(4) その他株式に関する重要な事項

当行は、平成27年3月10日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき自己株式の取得について決議し、以下のとおり取得いたしました。

取得対象株式の種類	普通株式
取得した株式の総数	7,500,000株
取得総額	3,337,500,000円
取得日	平成27年3月11日
取得理由	資本効率の向上を通じて株主の皆さまへの利益還元の実現を図るため。

5. 当行の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外取締役を除く)	①新株予約権の名称 株式会社名古屋銀行 第1回新株予約権 ②新株予約権の割当日 平成26年8月13日 ③新株予約権の数 1,098個 ④新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 109,800株 ⑤新株予約権の行使期間 平成26年8月14日から平成27年8月13日 ⑥権利行使価額 1株当たり1円 ⑦新株予約権の行使の条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使できる。	13名
社外取締役	—	—
監査役	—	—

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

該当事項はございません。

(3) その他新株予約権等の状況

2020年満期米ドル建取得条項付転換社債型新株予約権付社債（平成27年3月26日発行）に付された新株予約権の概要は次のとおりであります。

発行決議の日	平成27年3月10日
新株予約権の数	2,000個
目的となる株式の種類及び数	普通株式 26,809,651株
1株当たりの転換価額	3.73米ドル
行使期間	平成27年4月9日～平成32年3月12日
新株予約権付社債の残高	1億米ドル

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位 百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任あずさ監査法人 指定有限責任社員 福井 淳 指定有限責任社員 池ヶ谷 正	64	非監査業務 英文四半期財務諸表の作成支援業務 米国外国口座税務コンプライアンス法への対応 支援等業務

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 会計監査人に当行及び子法人等が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額
有限責任あずさ監査法人 70百万円
3. 当行と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず実質的にも区分できないため、上記報酬等にはこれらの合計額を記載しております。

(2) 責任限定契約

該当事項はございません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当行は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、原則として、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の決定により、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はございません。

8. 業務の適正を確保する体制

当行は、会社法及び会社法施行規則に基づき、当行の業務の適正を確保するための体制について、取締役会において決議しております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①全国銀行協会の「行動憲章」を遵守し、『名古屋銀行役職員の倫理行動規範』を定める。コンプライアンスを取締役が率先垂範するため『名古屋銀行取締役の倫理行動規範』を別途定め、取締役はこれを指針とする。また、役職員は『コンプライアンスマニュアル』を保持し、コンプライアンス研修を通じて研鑽に努める。

②コンプライアンスに関する審議機関としてコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスに関する統括部署を内部統制部と定め、コンプライアンス体制の整備及び維持を図る。また、『コンプライアンスプログラム』を毎年策定し、コンプライアンスに関する具体的施策を実施する。

③法令違反等の疑義がある行為等を相談・通報する仕組としてホットラインを制定する。

また、役職員が通報等をしたことを理由に不利益な取扱いを行ってはならない旨を規定し、遵守する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録をはじめ各種委員会議事録等を法令及び社内規程に基づき保管する。また、『情報管理規程』に基づき、その管理を行う。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①『リスク管理基本方針』を制定し、各種リスクを正しく認識、把握し、かつ適切な管理を行う。また、リスクカテゴリー毎の所管部署を明確にするとともに、リスク管理統括部署として内部統制部を設置する。
 - ②管理する主なリスクは、「信用リスク」、「市場リスク」、「流動性リスク」及び「オペレーショナル・リスク」とする。取締役会は、リスクの種類や内容に応じたリスク全般に関する報告を受けるとともに必要な決定を行う。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**
- 取締役会にて、重要な意思決定や取締役の職務執行状況の監督等を行う。取締役会は、毎月1回定例開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。取締役会の決定に基づく業務執行については、『組織基本規程』等により、組織機構、業務分掌、職務権限及び責任を規定し、業務の組織的、かつ効率的な運営を図る。
- (5) 当行及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制等**
- ①名古屋銀行及び子会社（以下名古屋銀行グループという）における業務の適正を確保するため、名古屋銀行グループを一体と考え、グループ各社が法令遵守やリスク管理等の内部管理体制を適切に構築する。
 - ②名古屋銀行グループの統括部署を経営企画部とし、子会社から業務内容の報告等を受ける体制とする。また、グループ全体の法令遵守やリスク管理については、内部統制部が統括管理する。
 - ③内部監査部は、名古屋銀行グループの内部監査を実施する。また、名古屋銀行グループの役職員が、法令違反等の疑義のある行為等について所属会社または名古屋銀行へ相談・通報する仕組みとしてホットラインを制定する。名古屋銀行グループの役職員が通報等をしたことを理由に不利益な取扱いを行ってはならない旨を規定し、遵守する。
- (6) 監査役職務を補助する使用人に関する事項等**
- ①監査役会事務局を設置し専属のスタッフを置いて、監査役職務の補助にあたる。
 - ②専属のスタッフの人事異動、人事評価その他については、監査役会の意見を尊重する。
 - ③専属のスタッフは、常に監査役との連絡を密にし、監査役からの指示に対して忠実かつ適切に対応する。
- (7) 取締役及び使用人による監査役への報告体制等**
- ①名古屋銀行グループの役職員は、名古屋銀行グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項があることを発見したときは、直ちに名古屋銀行の監査役や所属会社の監査役へ報告する。また、役職員が監査役に報告等をしたことを理由に不利益な取扱いを行ってはならない旨を規定し、遵守する。
 - ②常勤監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、常務会その他の重要な会議及び委員会に出席し、重要な書類を閲覧する。監査役は、名古屋銀行グループの役職員に対して必要に応じて報告を求められることができるものとする。
- (8) その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制等**
- ①代表取締役は、監査役と定期的に会合をもち、意見交換を行い、監査の実効性が確保できるように努める。また監査役は、会計監査人、弁護士及び内部監査部と緊密な連携を図る。
 - ②監査役が、職務の執行に必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を適切に処理する。
- (9) 反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方と体制等**
- ①全国銀行協会の「行動憲章」を遵守し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決する。また、『名古屋銀行役職員の倫理行動規範』に反社会的勢力との関係の遮断を明記する。
 - ②『反社会的勢力等への対応についての基本方針』、『反社会的勢力等への対応に関する基本規程』及び『反社会的勢力等対応マニュアル』を制定するとともに、反社会的勢力への対応を統括する部署を内部統制部と定め、営業店、本部及び外部専門機関と連携することにより、体制を整備する。

(注) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」(平成27年法務省令第6号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、平成27年4月21日開催の当行取締役会の決議により内容を一部改定しており、上記の基本方針は当該改定がなされた後のものです。なお、改定内容は、当行グループの業務の適正を確保するための体制及び監査に関する体制について当行グループの現状に即した見直し及び法令の改正に合わせて具体的かつ明確な表現へ変更したものであります。

第 9 7 期 計 算 書 類
(平成26年4月1日～平成27年3月31日)

貸 借 対 照 表
損 益 計 算 書
株主資本等変動計算書
個 別 注 記 表

第 97 期 [平成26年 4月 1日から
平成27年 3月31日まで]

損益計算書

株式会社 名古屋銀行
(単位：百万円)

科 目		金 額
経	常 収 益	48,647
資	金 運 用 収 益	35,584
貸	出 金 利 配 当	26,523
有	価 証 券 利 息	8,724
コ	一 ル ロ 一 ン 利	117
預	け 金 利	192
そ	の 他 の 受 入 利	26
役	務 取 引 等 収 益	7,732
受	入 為 替 手 数	2,873
そ	の 他 の 役 務 収 益	4,858
そ	の 他 業 務 収 益	1,113
外	国 為 替 売 買	300
商	品 有 価 証 券 売 買	0
国	債 等 債 券 売 却	802
国	債 等 債 券 償 還	10
そ	の 他 の 業 務 収 益	0
そ	の 他 経 常 収 益	4,217
貸	倒 引 当 金 戻 入	2,566
債	却 債 権 取 立	1
株	式 等 売 却	135
そ	の 他 の 経 常 収 益	1,515
経	常 費 用	38,453
資	金 調 達 費	1,944
預	渡 金 性 預 金 利 息	1,543
讓	一 ル マ ネ 一 利 息	97
コ	債 貸 借 取 引 支 払 利 息	45
債	用 金 支 払 利 息	20
借	の 他 の 支 払 利 息	11
そ	の 他 取 引 等 費 用	224
役	務 支 払 為 替 手 数	3,095
支	払 の 他 の 役 務 費 用	682
そ	の 他 業 務 費 用	2,413
そ	の 他 債 券 売 却 損	151
国	債 等 債 券 償 還 損	71
国	債 等 債 券 行 費	3
社	融 派 生 商 品 費	20
金	融 派 生 商 品 費	57
营	の 他 経 常 費 用	31,979
そ	の 出 金 償 却 損	1,282
貸	株 式 等 売 却 損	2
株	式 等 償 却 損	21
株	式 等 償 却 損	4
そ	の 他 の 経 常 費 用	1,254
経	特 常 別 利 損 分	10,193
特	固 定 資 産 処 分	74
固	減 引 前 当 期 純 利	27
減	引 前 当 期 純 利	46
税	法 人 税 等 調 整	1,504
法	法 人 税 等 調 整	2,396
法	法 人 税 等 調 整	
当	期 純 利	3,900
		6,218

第97期 (平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

株式会社 名古屋銀行
(単位：百万円)

	株主資本										評価・換算差額等					新株予 約権	純資産合 計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合 計	その他有 価証券評 価差額金	繰延 ヘッジ 損益	土地再 評価差 額金	評価・換 算差額等 合計			
		資本準 備金	その他 資本剰 余金	資本剰余 金合計	利益準 備金	その他利益剰余金									利益剰余 金合計		
						買換資産 圧縮積立 金	別途積 立金	繰越利益 剰余金									
当期首残高	25,090	18,645	-	18,645	8,029	183	57,720	45,524	111,458	△ 239	154,956	37,895	△0	4,009	41,904	-	196,861
会計方針の変更による累積的影響額								642	642		642						642
会計方針の変更を反映した当期首残高	25,090	18,645	-	18,645	8,029	183	57,720	46,167	112,101	△ 239	155,598	37,895	△0	4,009	41,904	-	197,503
当期変動額																	
剰余金の配当								△ 1,329	△ 1,329		△ 1,329						△ 1,329
当期純利益								6,218	6,218		6,218						6,218
自己株式の取得										△ 3,348	△ 3,348						△ 3,348
自己株式の処分			△0	△0						0	0						0
買換資産圧縮積立金の積立						9		△ 9	-		-						-
土地再評価差額金の取崩								11	11		11						11
その他利益剰余金から その他資本剰余金への 振替			0	0				△0	△0		-						-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）												27,141	0	342	27,483	38	27,521
当期変動額合計	-	-	-	-	-	9	-	4,891	4,900	△ 3,347	1,552	27,141	0	342	27,483	38	29,074
当期末残高	25,090	18,645	-	18,645	8,029	193	57,720	51,058	117,001	△ 3,587	157,151	65,037	0	4,351	69,388	38	226,577

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 15年～50年

その他 4年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 繰延資産の処理方法

社債発行費は支出時に全額費用として処理しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。

破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用： その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（13年）による定額法により費用処理

数理計算上の差異： 各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

(6) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、貸出金等に係る信用保証協会の保証についての責任共有制度による将来の負担金支払に備えるため、過去の貸倒実績等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

8. ヘッジ会計の方法

為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

9. その他計算書類作成のための基本となる重要事項

(1)退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2)消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

会計方針の変更

（「退職給付に関する会計基準」等の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率を使用する方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の前払年金費用が1億71百万円及び退職給付引当金が11億64百万円減少し、繰延税金負債が3億50百万円及び繰越利益剰余金が6億42百万円増加しております。また、当事業年度の経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ81百万円増加しております。

追加情報

当行は、平成26年6月27日開催の第96期定時株主総会の決議により、役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給を決議いたしました。これに伴い、「役員退職慰労引当金」を全額取崩し、打ち切り支給額未払分5億45百万円については「その他の負債」に含めて表示しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額 2,002百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,275百万円、延滞債権額は51,794百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は30百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は17,062百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は71,162百万円であります。

なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、45,244百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	42,673百万円
その他の資産	20百万円
担保資産に対応する債務	
預金	16,226百万円
債券貸借取引受入担保金	10,392百万円
借入金	4,523百万円

なお、有価証券のうち32,267百万円につきましては預金及び手形交換等の取引の共通担保として差し入れております。

上記のほか、内国為替決済等の取引の担保として、有価証券65,920百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金は647百万円が含まれております。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、694,870百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が685,418百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める土地課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）に合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 9,407百万円

- 10.有形固定資産の減価償却累計額 31,384百万円
- 11.有形固定資産の圧縮記帳額 1,750百万円
- 12.「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は12,976百万円であります。
- 13.取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権額はありません。
- 14.取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債務額はありません。
- 15.関係会社に対する金銭債権総額 6,598百万円
- 16.関係会社に対する金銭債務総額 6,045百万円

(損益計算書関係)

1 . 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	70百万円
役務取引等に係る収益総額	24百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	53百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額	0百万円
役務取引等に係る費用総額	409百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	224百万円

2 . 「その他の経常収益」には、偶発損失引当金戻入益988百万円を含んでおります。

3 . 「その他の経常費用」には、睡眠預金払戻損失引当金繰入額121百万円を含んでおります。

4 . 当行は、次の資産について減損損失を計上しております。

地域 愛知県名古屋市内、知多市内

主な用途 営業用店舗 2 か所

種類及び減損損失 土地 22 百万円、その他の有形固定資産 24 百万円：
合計 46 百万円

当行は、管理会計上の最小区分である営業店単位でグルーピングを行っております。一般会社及び連結される子会社及び子法人等に賃貸している部分は、賃貸ビル単位でグルーピングを行っております。また、遊休資産については各々1つの単位として取扱っております。

減損損失を計上した営業用店舗については、営業キャッシュ・フローの低下及び地価の下落等により投資額の回収が見込まれなくなったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し当該減少額 46 百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、当事業年度において減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、正味売却価額は不動産鑑定評価額及び売却予定額等に基づき算定しております。

5. 関連当事者との間の取引

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目
			役員の兼 任等	事業上の 関係			
子法人等	株式会社名古屋カード	33.50 (注1)	2人	各種ローンの債務保証	貸出金の被保証	236,365	
					保証料の支払 (注2)	194	支払手数料
					債務保証履行に伴う代位弁済	164	

(注1) 銀行法第2条第6項を適用し算出しております。

(注2) 株式会社名古屋カードより各種ローンの保証を受けております。

なお、保証料は、各種ローン債務者から直接保証会社に支払うほか、一部のローンについては当行より支払っており、当行が支払った金額を記載しております。

(注3) 保証条件は、ローンの商品ごとにローン利用者の信用リスク等を勘案しております。

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	436	7,525	0	7,961	(注)
合計	436	7,525	0	7,961	

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加7,525千株は、市場買付7,500千株及び単元未満株式の買取り25千株による増加であり、減少0千株は、単元未満株式の売渡しによる減少であります。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券(平成27年3月31日現在)

	当事業年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	0

2. 満期保有目的の債券(平成27年3月31日現在)

該当事項はありません。

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式(平成27年3月31日現在)

	貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社・子法人等株式	-	-	-
関連法人等株式	-	-	-
合計	-	-	-

(注)時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

	貸借対照表計上額(百万円)
子会社・子法人等株式	2,002
関連法人等株式	-
合計	2,002

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式」には含めておりません。

4. その他有価証券(平成27年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	129,700	45,875	83,825
	債券	659,393	650,972	8,420
	国債	252,520	249,734	2,785
	地方債	86,273	84,851	1,422
	社債	320,599	316,386	4,212
	その他	98,162	96,021	2,141
	小計	887,256	792,868	94,387
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	5,149	5,374	224
	債券	85,190	85,465	275
	国債	7,777	7,841	64
	地方債	11,061	11,101	39
	社債	66,351	66,523	171
	その他	14,558	14,702	144
	小計	104,897	105,542	644
合計		992,154	898,411	93,743

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額(百万円)
株式	4,173
その他	5
合計	4,178

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券(自平成26年4月1日至平成27年3月31日)

該当事項はありません。

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券(自平成26年4月1日至平成27年3月31日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	1,409	131	21
債券	152,824	723	51
国債	86,968	331	31
地方債	8,415	41	1
社債	57,440	349	18
その他	20,388	83	19
合計	174,622	938	92

7. 保有目的を変更した有価証券

該当事項はありません。

8. 減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託(平成27年3月31日現在)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の金銭の信託(平成27年3月31日現在)

該当事項はありません。

3. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成27年3月31日現在)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1 . 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産		
貸倒引当金	4,687	百万円
退職給付引当金	2,577	
固定資産減価償却損金算入限度超過額	702	
賞与引当金	337	
睡眠預金払戻損失引当金	126	
偶発損失引当金	787	
未払事業税	57	
株式等償却	2,682	
その他	2,114	
繰延税金資産小計	14,073	
評価性引当額	4,416	
繰延税金資産合計	9,657	
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	28,706	
退職給付信託設定益	2,521	
固定資産圧縮積立額	90	
繰延税金負債合計	31,318	
繰延税金資産の純額	21,660	百万円

2 . 「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.3%から、平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については32.8%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.0%となります。この税率変更により、繰延税金負債(繰延税金資産の金額を控除した金額)は2,334百万円減少し、その他有価証券評価差額金は2,960百万円増加し、法人税等調整額は625百万円増加しております。再評価に係る繰延税金負債は354百万円減少し、土地再評価差額金は同額増加しております。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額1,149円40銭

1株当たりの当期純利益金額30円44銭

潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額30円43銭

第 9 7 期 附 属 明 细 书
(平成26年4月1日～平成27年3月31日)

株式会社名古屋銀行

1 計算書類に関する事項

(1) 有形固定資産及び無形固定資産

(単位：百万円)

資産の種類	当期首残高	当期増加高	当期減少高	当期償却額	当期末残高	償却累計額	償却累計率
有形固定資産							
建物	7,899	1,041	18 (-)	561	8,360	23,412	% 73.68
土地	23,633	127	22 (22)	-	23,738	1,074	% 4.32
リース資産	167	106	0	72	200	133	% 39.90
建設仮勘定	296	1,158	860	-	595	-	% -
その他の有形 固定資産	3,562	532	31 (24)	1,181	2,882	8,658	% 75.02
有形固定資産計	35,559	2,967	933 (46)	1,816	35,777	33,279	% 48.19
無形固定資産							
ソフトウェア	1,772	635	-	473	1,933	924	% 32.34
ソフトウェア 仮勘定	291	235	426	-	100	-	% -
その他の無形 固定資産	57	3	1	1	58	33	% 36.39
無形固定資産計	2,120	874	427	474	2,092	957	% 31.40

(注) 当事業年度の減損損失の金額は「当期減少高」の欄に括弧内書として記載しております。
また、償却累計率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(2) 引当金

(単位：百万円)

区 分	当 期 首 残 高	当 期 増 加 額	期 減 少 額		当 期 末 残 高	計上理由及び 算定方法
			目的使用	そ の 他		
貸倒引当金	19,564	15,087	1,911	17,653	15,087	
賞与引当金	1,054	1,028	1,054	0	1,028	
役員賞与引当金	47	47	47	0	47	
役員退職慰労引当金	578	1	579	0	0	
偶発損失引当金	3,434	2,445	-	3,434	2,445	
睡眠預金払戻損失引当金	386	121	115	-	393	
計	25,066	18,732	3,708	21,087	19,002	

(注) 当期減少額「その他」欄に記載の減少額は次の理由によるものであります。

貸倒引当金・・・・・・・・・・洗替による取崩額

偶発損失引当金・・・・・・・・・・洗替による取崩額

睡眠預金払戻損失引当金・・戻し入れによるもの

(3) 営業経費

(単位：百万円)

区 分	金 額
給 料 ・ 手 当	15,193
退 職 給 付 費 用	941
福 利 厚 生 費	168
減 価 償 却 費	2,291
土 地 建 物 機 械 賃 借 料	1,211
営 繕 費	95
消 耗 品 費	496
給 水 光 熱 費	392
旅 費	69
通 信 費	1,522
広 告 宣 伝 費	409
諸 会 費 ・ 寄 付 金 ・ 交 際 費	209
租 税 公 課	1,539
そ の 他	7,438
計	31,979

2. 事業報告に関する事項

会社役員の内職の状況

区分	氏名	兼職法人等名	役職	摘要
取締役	藤原 一朗	名古屋ビジネスサービス株式会社	取締役	現金等の整理・精査業務・事務集中業務
同上	同上	名銀不動産調査株式会社	同上	不動産担保の調査・評価業務
取締役	山本 恭久	株式会社名古屋リース	取締役	総合ファイナンス業
同上	同上	株式会社名古屋カード	同上	クレジットカード業 保証業務
同上	同上	株式会社名古屋エム・シーカード	同上	クレジットカード業 保証業務
取締役	中村 哲人	名古屋ビジネスサービス株式会社	代表取締役	現金等の整理・精査業務・事務集中業務
同上	同上	名銀不動産調査株式会社	同上	不動産担保の調査・評価業務
監査役	小栗 章雄	株式会社名古屋リース	監査役	総合ファイナンス業
同上	同上	株式会社名古屋カード	同上	クレジットカード業 保証業務
同上	同上	株式会社名古屋エム・シーカード	同上	クレジットカード業 保証業務

独立監査人の監査報告書

平成27年5月8日

株式会社名古屋銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 福 井 淳 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 池 ヶ 谷 正 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社名古屋銀行の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第97期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第97期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他銀行の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月11日

株式会社 名古屋銀行 監査役会

常勤監査役 小栗 章雄

監査役 竹内 正

監査役 青山 英次

監査役 後藤 年良

(注) 監査役竹内正及び監査役青山英次は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

監査報告書

平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第97期事業年度の取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他銀行の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月11日

株式会社 名古屋銀行

常勤監査役 小栗 章 雄

監査報告書

平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第97期事業年度の取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私達は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役会に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、監査役会に出席し、常勤監査役から常務会その他重要会議の状況のほか、監査の実施状況及び結果について報告を受けました。

また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他銀行の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況に関しては、取締役会及び監査役会等において報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月11日

株式会社 名古屋銀行

監査役 竹内 正

監査役 青山 英次

監査役 後藤 年良